

④施設予約システム構築及び運用保守業務仕様書

1 基本方針

本仕様は、令和9年3月末で現行の施設予約システムの運用保守業務期間が満了することに伴い、最新の高度技術とセキュリティを確保し、情報提供機能の拡充と利用者への利便性の向上を図る施設予約システムを構築するものである。

また、本仕様で納品されたシステム（機器等を含む）に対し、令和14年3月31日まで（以下「運用保守業務期間」という。）の運用保守を行うものとする。

2 施設概要

拠点施設は、公共施設と民間施設から構成される複合施設である。

公共施設は、情報拠点施設と広場・公園で構成され、さらに、情報拠点施設は、図書情報館、ホール、旅券・各種証明窓口、市政情報コーナー、カフェ等で構成される。

民間施設は、商業施設、カルチャースクール、立体駐車場等で構成される。

3 発注者が想定している構築等スケジュール

令和 9年 2月 1日 施設予約システム平行稼働開始
(システム納品日)

令和 9年 3月 31日 現行施設予約システム停止

令和 9年 4月 1日 施設予約システム単独稼働

4 設置場所

(1) サーバ及び管理端末

図書情報館（安城市御幸本町地内）の5階コンピューター室に設置するものとする。ただし、Web系サーバについては、発注者が指定する外部データセンターに設置するものとする。なお、データセンターでの構築費は本仕様を含むものとし、データセンター利用料及び回線使用料については、本仕様に含まないものとする。

(2) 業務端末（機器等を含む）

図書情報館に設置するものとする。ただし、図書情報館内の詳細な設置箇所については、別途協議を行うものとする。

5 仕様内容

以下に示す仕様を満たすすべてのハードウェア及びソフトウェアのリース調達並びに必要なカスタマイズ、設置、調整、配線作業（必要なLANケーブル・ハブ等の調達を含む）等を行うこととする。

(1) 施設予約システム機器に関する仕様

ア 別紙1「施設予約システム機器仕様」に示す機器仕様と同等以上の性能を有するものとする。また、調達段階において最新の機種で対応すること。

イ 本システムは、公共図書館業務システム及びウェブサイトと連携させて運用すること。また、これらの機能と連携・管理するためのサーバ等が必要となる場合は、必要台数を含めること。

ウ 運用保守業務期間中でレスポンスが遅くならないようなスペックを考慮し、図書館の静音性についても十分配慮すること。

エ サーバにおいては、万一の事故等を想定し、データバックアップ等の処理のスケジューリングによる自動運転機能に対応できるものを準備すること。

(2) 施設予約システム構築に関する仕様

ア 受注者のパッケージシステムを基本とし、必要に応じてカスタマイズを行うこと。

イ パッケージシステムは、別紙2「施設予約システム機能要件仕様」の要件を満たしていること。

ウ 利用者サービスとして提供するWebサービスをよりわかりやすく、かつ高度に発展させ、利用者サービスの向上のための新たな提案が実施できる内容とすること。

エ 閲覧ブラウザや端末を制限せず、また特別なソフトのダウンロードも不要なページとすること。特にスマートフォンの普及状況を考慮し、スマートフォンやタブレット端末に対応したウェブサイトで

あること。

オ 施設予約を行う対象施設は次のとおりとする。

(ア) 図書情報館の施設

- a グループ学習室
- b ディスカッションルーム
- c 編集・録音スタジオ
- d 映像編集設備
- e 個人学習席及び閲覧席（自由席を除く）

(イ) 図書情報館以外の屋内施設・屋外施設及び広場

- a ホール
- b 控室兼会議室
- c 多目的室
- d 屋内エントランス・屋外施設
- e 中心市街地イベント広場 等

カ 対象施設ごとに、申込方法（抽選申込・先着順申込）、利用時間及び利用料金（別紙「安城市中心市街地拠点施設条例別表及び安城市図書館の設置及び管理に関する条例別表」参照）等の設定が行えること。

キ 施設予約登録等は、施設予約サーバで管理すること。

ク 上記オ「（ア）図書情報館の施設」の利用者は、公共図書館業務システムのデータベースを参照して利用者認証を行うこと。

ケ 上記オ「（イ）図書情報館以外の屋内施設・屋外施設及び広場」の利用者は、公共図書館業務システムとは連携せずに、本システム単独のデータベースで管理して利用者認証を行うこと。

コ 未登録利用者についても、インターネットを利用することで、メールアドレスをキーにして簡単な操作で施設の空き状況等の照会や予約を可能とするシステムであること。

サ 各種統計資料出力機能を有するシステムであること。

シ 管理者向けシステムとして、予約登録（本予約）、変更、削除、入金管理機能等を有すること。

ス 一般利用者向けシステムとして、施設空き検索、予約登録（仮予約）、申込機能、変更機能、利用者登録（ただし、上記オ（イ）

- 「図書情報館以外の屋内施設・屋外施設及び広場」の利用者に限る。)等を有し、これら全ての機能がブラウザ上で動作すること。
- セ 仮予約をした利用者が、本予約を行わずに利用しなかった場合（無断キャンセル）における施設の効果的・効率的な運用方法（利用者へのペナルティ機能や別の利用者からの再予約受付機能等）を具体的に提案すること。ただし、管理者及び一般利用者には、過度の負担を強いることがないように配慮すること。
- ソ マスタメンテナンス機能を有し、項目の追加・修正等が可能であること。
- タ 安定かつ確実に業務を遂行できるシステムを採用し、日常業務の効率化を図ることができること。
- チ 予約の利用件数増加時にも、効率的な運用を行うことが可能な安定したシステムであること。
- ツ 納品するソフトウェア類は、特段の事情がない限り最新のバージョンとすること。また、必要に応じて、バージョンアップを行うこと。

（３）セキュリティ対策に関する仕様

- ア 高度なセキュリティが保たれた新たな情報技術等を活用すること。
- イ 利用者が、インターネット及び館内端末等を通じて本システムの一部機能（施設の予約等）を利用する際は、パスワード認証を必要とすること。また、本システムにおいては、IDごとに操作できる機能・権限を設定可能とすること。
- ウ 外部持出可能な媒体からの個人情報漏洩を防ぐために、USB等の外部媒体の各ポートの使用を制限する機能を用意すること。
- エ 利用者ID・端末IDを付した利用者情報のアクセスログを取得し、一定期間保存できる機能を有すること。また、必要に応じてこれらの内容がわかる資料を提供できること。
- オ 総務省が提唱する「自治体情報システム強靱性向上モデル」に配慮した、異系統ネットワークでの安全な連携方法または代替手段を講じること。

6 システムの導入

- (1) 本システムのための環境等については、事前に必要な打合せを行うこと。
- (2) 本システム導入時には、図書館に操作マニュアルを配備すること。また、図書館において操作研修（集合研修）等を2日間（計4回）程度行うこと。
- (3) 施設予約システム本稼動後に、施設予約業務に精通したシステムエンジニアを1人2日間派遣すること。ただし、公共図書館業務システムで派遣されるシステムエンジニアとの併任は認める。

7 システムの運用保守要件

- (1) 本システムの安定した運用を実現するため、保守を行うこと。
- (2) 保守対象は、本システムで利用する全てのハードウェア（サーバ機器・クライアント機器・周辺機器等）と全てのソフトウェア（OS・パッケージソフト・カスタマイズ部分等）とすること。
- (3) 本システムの運用保守体制及び障害対応体制を明確に提示し、発注者のサポート部門（愛知県内に限る）を一本化すること。また、安城市中心市街地交流多目的スペース及び図書館の開館日・開館時間には、必ず連絡が取れるように配慮すること。
- (4) 図書館の開館日・開館時間に対応した定期保守を行うこと。
- (5) 年1回以上のサーバの定期点検と障害発生時に随時保守作業（障害回復作業）を行うこと。
- (6) 本システムのハードウェア及びソフトウェアの障害発生の連絡を受けた場合には、速やかに障害の切り分けを行い、早急に現状復帰ができるように対策を講じること。
- (7) 運用保守業務期間内は、保守部品の供給及び調達を保証すること。なお、入手困難な場合は既設部品の性能以上の代替品とすること。
- (8) 軽微な機能修正及び帳票・統計の様式変更等については、運用保守業務の範囲内で対応すること。
- (9) 本仕様の全部又は一部を第三者に再委託をする場合、適正な再委託先を選定し、十分な監督をすること。

8 検収及び成果物

(1) テスト計画書に基づくテストの合格及び成果物の納入をもって検収とする。

(2) 成果物については、以下に掲げるものを提出すること。

ア スケジュール

イ 基本設計書

(ア) ラック構成図

(イ) システム構成図

(ウ) ハードウェア構成図

(エ) ネットワーク構成図

ウ 機能設計書

(ア) 機能概要

(イ) 機能一覧

エ テスト計画書

オ テスト結果報告書

カ システム運用マニュアル

キ 操作マニュアル (5部)

ク 議事録及び懸案事項管理表

ケ 上記ア～クの電子データ (CD-ROM) 1 枚

(マイクロソフト社のWord・Excel・Power Pointで閲覧できるもの)

(3) 製本については、A4ファイルに綴じて納品すること。

9 その他

(1) 本仕様で納品されるハードウェアには、障害発生時にサポート依頼の連絡先を明示したシール (会社名・担当者・電話番号等) を貼付すること。

(2) 本仕様で発生した梱包屑等産業廃棄物の処理を適切に行うこと。